

○浜松市消防団員被服等貸与規則

昭和40年3月31日

浜松市規則第10号

改正 昭和49年9月30日浜松市規則第72号

昭和50年3月28日浜松市規則第19号

昭和53年2月28日浜松市規則第9号

昭和54年1月26日浜松市規則第4号

平成元年3月31日浜松市規則第37号

平成2年3月30日浜松市規則第34号

平成10年4月30日浜松市規則第48号

平成12年9月29日浜松市規則第114号

平成17年6月30日浜松市規則第132号

平成20年12月11日浜松市規則第101号

平成27年3月31日浜松市規則第66号

[注] 平成17年6月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市消防団員（以下「団員」という。）の職務を執行するために必要な被服及び附属品（以下「被服等」という。）の貸与について必要な事項を定める。

(被貸与者及び貸与品の種類等)

第2条 団員に被服等を貸与する。

2 貸与する被服等（以下「貸与品」という。）の種類、数量及び貸与期間については、別表のとおりとする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、その貸与期間を伸縮することができる。

(平20規則101・一部改正)

(貸与期間の計算)

第3条 貸与品の貸与期間の計算は、貸与した月から起算する。ただし、新品でない貸与品については、既に他の者が貸与を受けた期間を算入するものとする。

(着用期間)

第4条 貸与品の着用期間は、次に掲げるところによる。

(1) 冬服 10月1日から5月31日まで

(2) 夏服 6月1日から9月30日まで

(平17規則132・平20規則101・一部改正)

(使用制限)

第5条 貸与品は、職務以外に使用してはならない。

(貸与品の取り扱い)

第6条 貸与品は、善良な注意をもって使用し、正常な状態において保全しなければならない。

2 貸与品は、他人に転貸してはならない。

(亡失等の場合の措置)

第7条 団員が、職務執行又は避け難い理由により貸与品を亡失し、又は破損したときは、代品を貸与することができる。

(平20規則101・一部改正)

(貸与品の返納)

第8条 団員が退職したときは、貸与品を直ちに返納しなければならない。ただし、天災その他不可抗力により貸与品を返納することができないときは、この限りでない。

(亡失等による弁償)

第9条 団員は、故意又は過失により貸与品を亡失し、又は破損したときは、市長の定める額を弁償しなければならない。

附 則

1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

2 浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ケ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村（以下これらを「編入市町村」という。）の消防団員であった者で編入市町村の編入の日において引き続き団員となったものに対する被服等の貸与については、当分の間、なお従前の例による。

(平17規則132・全改)

附 則（昭和49年9月30日浜松市規則第72号）

この規則は、昭和49年12月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月28日浜松市規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年2月28日浜松市規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年1月26日浜松市規則第4号）

この規則は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日浜松市規則第37号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日浜松市規則第34号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月30日浜松市規則第48号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に貸与してある被服等で改正後の浜松市消防団員被服等貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により貸与することとなるものについては、改正後の規則の規定により貸与したものとみなす。この場合において、当該被服等に係る貸与期間については、改正前の浜松市消防団員被服等貸与規則の規定により貸与してある期間は、改正後の規則別表に規定する貸与期間に算入する。

附 則（平成12年9月29日浜松市規則第114号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に貸与してある被服等で改正後の浜松市消防団員被服等貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により貸与することとなるものについては、改正後の規則の規定により貸与したものとみなす。この場合において、当該被服等に係る貸与期間については、改正前の浜松市消防団員被服等貸与規則の規定により貸与してある期間は、改正後の規則別表に規定する貸与期間に算入する。

附 則（平成17年6月30日浜松市規則第132号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年12月11日浜松市規則第101号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日浜松市規則第66号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（平20規則101・平27規則66・一部改正）

種類	数量	貸与期間
冬帽	1	10年
盛夏帽	1	6

作業帽	1	6
安全帽	1	6
冬服	1	10
盛夏服	1	6
活動服	1	6
雨衣	1	6
作業靴	1	6
ネクタイ	1	10
バンド	1	6
階級章	1	
防寒衣	1	10
防火衣	1	10
防火手袋	1	3
救命胴衣	1	
防塵メガネ	1	
防塵マスク	1	